

○松山養護老人ホーム事務組合事務局条例施行規則

制 定 平成 10 年 4 月 1 日規則第 1 号
改 正 平成 11 年 12 月 27 日規則第 5 号
平成 13 年 4 月 1 日規則第 1 号
平成 14 年 4 月 1 日規則第 3 号
平成 16 年 3 月 30 日規則第 1 号
平成 18 年 3 月 28 日規則第 1 号
平成 19 年 3 月 29 日規則第 3 号
平成 23 年 3 月 31 日規則第 1 号
平成 31 年 3 月 15 日規則第 1 号
令和 3 年 3 月 18 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、松山養護老人ホーム事務組合事務局条例（昭和 4 9 年条例第 2 号）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(事務分掌)

第 2 条 事務局においては、次の事務を処理する。

(1) 議会事務

- ア 議員報酬及び費用弁償に関すること。
- イ 会議録及び諸会議の記録に関すること。
- ウ 議案の取扱いに関すること。
- エ 議決及び決定事項の処理及び報告に関すること。
- オ 会議に関すること。

(2) 総務

- ア 職員の人事管理に関すること。
- イ 特別職（組合長及び副組合長）に関すること。
- ウ 組織、定員及び職務権限に関すること。
- エ 給与等、出張、表彰及び団体に関すること。
- オ 研修、福利厚生及び労働安全衛生に関すること。
- カ 市町村職員共済組合、市町総合事務組合及び全国町村会に関すること。
- キ 監査委員に関すること。
- ク 公平委員会に関すること。
- ケ 公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会に関すること。
- コ 例規の制定及び改廃に関すること。
- サ 証明に関すること。
- シ O A 化の推進及び調整に関すること。

- ス 庶務に関すること。
- セ 構成団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ソ 情報公開に関すること。
- タ 個人情報保護に関すること。

(3) 財務・出納

- ア 予算の編成及び財務管理に関すること。
- イ 決算審査及び構成団体担当課長会に関すること。
- ウ 収入及び支出の審査並びに記録管理に関すること。
- エ 支出負担行為の審査及び確認に関すること。
- オ 財産の記録管理に関すること。
- カ 出納員及びその他会計員に関すること。
- キ 資金計画に関すること。
- ク 指定金融機関等に関すること。
- ケ 歳入歳出外現金の収入及び支出に関すること。
- コ 所得税に関すること。
- サ 納入業者資格審査及び契約に関すること。

(4) 文書管理

- ア 公印の管守に関すること。
- イ 例規集に関すること。
- ウ 文書の公告に関すること。

(5) 施設管理 所管施設の企画，管理，運営及び指導に関すること。

(職員)

第3条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）を置く。

2 事務局に事務局次長を置くことができる。

3 前項に掲げるもののほか，組合長が必要と認めるときは，事務局に専任課長，主幹，副主幹，主査，主任その他の職員を置くことができる。

(職員の職務)

第4条 局長は，上司の命を受け，所属職員を指揮監督し，分掌する事務を処理する。

2 事務局次長，専任課長，主幹，副主幹及び主査は，上司の命を受け，上司の指示する分掌に従い，関係事務を処理する。

(局長の専決)

第5条 局長の専決事項は，松山市職務権限規則（昭和51年松山市規則第54

号) 第 11 条及び同規則別表に規定する課長専決事項を準用する。ただし、重要又は異例に属する事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(代決)

第 6 条 局長に事故があるとき、又は欠けたときは、事務局次長又はあらかじめ局長が指定する職員がその事務を代決する。

(委嘱)

第 7 条 組合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 287 条第 2 項の規定に基づき、事務局及び所管施設の事務処理（以下「事務処理」という。）を、組合を組織する地方公共団体の職員に委嘱することができるものとする。

2 前項の規定による委嘱の範囲は、当該事務に係る松山市の部長、担当部長、副部長、課等長及び各課等の職員とする。

3 委嘱された職員は、事務処理の一部を担当するものとする。

4 前各項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(その他諸規則の準用)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、事務処理に関して必要な事項は、松山市の諸規則を準用する。この場合において、松山市の諸規則中「市長」とあるのは「組合長」と、「副市長」とあるのは「副組合長」と、「会計管理者」とあるのは「組合会計管理者」と、「部長・担当部長・副部長・課長・会計事務局長」とあるのは「松山養護老人ホーム事務組合の事務を委嘱した部長・担当部長・副部長・課長・会計事務局長」と読み替えるものとし、松山養護老人ホーム事務組合に関係ある部・課は、松山養護老人ホーム事務組合の事務の一部を担当する部・課とみなす。

付 則（平成 10 年 4 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 11 年 12 月 27 日規則第 5 号）

この規則は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（平成 13 年 4 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 14 年 4 月 1 日規則第 3 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 16 年 3 月 30 日規則第 1 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 18 年 3 月 28 日規則第 1 号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月29日規則第3号）
（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により収入役がなお従前の例により在職する場合においては、改正後の松山養護老人ホーム事務組合事務局条例施行規則の規定は適用せず、改正前の松山養護老人ホーム事務組合事務局条例施行規則（この条において「改正前の規則」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の規則第7条中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

付 則（平成23年3月31日規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月15日規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月18日規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。